

健康保険証は令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなりました

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

これに伴い、今後の取扱いには以下のとおりとなります。

●現行の組合員証等の取扱いについて

令和6年12月2日時点においてすでに発行されている組合員証または被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の有効期限については、①または②のとおりとなります。

①組合員証等に令和7年12月1日以前の有効期限の記載がある場合 → 当該期限まで

②上記①以外の場合 → 令和7年12月1日まで

※①、②に関わらず、退職による資格喪失や、被扶養者認定の取消、改姓による記載事項の変更など、組合員証等の返却事由が発生した場合は、従来どおり提出書類と併せて組合員証等を返却ください。

・②の方については、令和7年12月2日以降、交付済みの組合員証等は使用できませんので、組合員各自で破棄をお願いします。

●資格確認書について

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証をお持ちでない方など、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方^(※)であって、有効な組合員証等を有していない組合員及び被扶養者を対象として、新たに「資格確認書」を交付します。

医療機関等に提示することで、組合員証等と同様の使い方で、従来どおりの保険診療を受けることができます。

(※) マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードを返納した方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方、マイナ保険証の利用登録を解除した方、マイナ保険証の利用登録解除を申請中の方、マイナンバーカードを紛失し再交付手続き中の方、マイナンバーカードの更新中の方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 など

●資格情報のお知らせについて

マイナ保険証への移行により資格情報の確認が困難になることから、ご自身で共済組合の資格情報を簡易に確認できるよう「資格情報のお知らせ」を交付します。（10月に送付したものと違い、マイナンバーの下4桁は記載されません。）

また、医療機関がマイナ保険証に対応していない場合も、マイナ保険証と併せて資格情報のお知らせ（またはスマートフォンの資格情報画面）を提示することで、従来どおりの保険診療を受けることができます。

資格情報のお知らせのみを医療機関に提示しても保険診療を受けることができません。

・注意事項

被保険者情報のデータ登録が完了し、共済組合が資格情報のお知らせを交付するまでは、医療機関でオンライン資格確認を行えないため、マイナ保険証を利用することができません。

共済組合で資格取得届等の書類を受け付けてから、資格情報のお知らせの交付が可能となるまでにかかる期間は、最短で6営業日です。

（申告書の添付書類に不足がある場合や、住民票の添付を省略する場合等はさらに日数を要します。

また、郵送によりお手元に届くまで2日程度要します。）

すぐに医療機関を受診する予定がある方は、共済組合までご連絡をお願いします。